

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年9月19日（平成29年（行情）諮問第373号）

答申日：平成29年12月18日（平成29年度（行情）答申第394号）

事件名：特定会社に係る保険料ローンに関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月2日付け金総第1543号により金融庁長官（以下「金融庁長官」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（意見書1及び2並びに資料は省略）。

(1) 平成29年2月24日を受け付けていただき、3月2日付けで金融庁長官様より回答をいただきました。

情報公開を行い、7日間での回答。金融庁の書類はデータによって管理されていることが分かります。

3月2日付けの回答は、「行政文書は保有していない」とのことでしたが、認可に伴う日付についての回答がありませんでしたので、3月7日関連法に基づく「約款」等が承認され、認可日と関連法は書類等が一体となっているものと思いましたので、再度情報公開を求めました。

情報公開の特定個人Aは生保担当者の方だと思いましたが、「探したらあるかも」とのことです、不服審判に申し入れたらとの教示を受けました。

※以上により、情報開示請求した特定会社Aが貴庁に提出済み「保険料ローン」に基づく貸金業法に伴う認可日と関係資料。特定会社B・特定会社C・特定会社Dが貴庁に提出済み「保険料ローン」に基づく保険業法に伴う認可日と関係資料。また、同保険会社3社が貴庁に提出済み「保険料ローン」に基づく約款・契約概要・注意喚起情報は、貴庁の保険課（生命保険課）と金融会社室に保存されていると確信していたから

です。

- (2) 損害保険の「保険料ローン」と生命保険の「保険料ローン」は違います。

損害保険は，〔自動車，火災等の事故〕などの保険契約

生命保険は，〔契約者，家族，従業員の生命，傷害〕の補償

特定個人Bが特定会社BないしDの3社と特定会社A1社に質問書を送付。4社から回答後間もなくインターネットから削除されたことについて疑念を抱いておりました。

- (3) 損害保険会社が販売していた「保険料ローン」は，最初から契約として存在していないことは，平成28年5月17日特定国税局担当者からの告発によって明らかになりました。

平成28年12月15日損害保険担当部署，ファイナンス担当部署にファックスにて送信させていただきました。（生命保険担当部署には送付しておりません。）

※生命保険会社の「保険料ローン」なる契約は，「存在していたのか」損害保険会社と同じ「最初から存在していないローン契約」であったのか。消費者が税務申告の対象とならないと国税局から指導を受ける契約であってはならない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が，平成29年2月23日付け（同月24日受付）で，処分庁に対して行った行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に関し，処分庁が法9条2項に基づき，同年3月2日付け金総第1543号で行政文書不開示決定処分（原処分）をしたところ，これに対し審査請求があったが，以下のとおり，原処分を維持すべきものと思料する。

#### 1 原処分について

原処分は，本件対象文書については，保有していないことから不開示とする旨の決定を行った。

#### 2 原処分の妥当性について

##### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は，特定会社A，特定会社B，特定会社C，特定会社Dの「保険料ローン」が認可された期日の記載された書面，保険料ローンに基づく貸金業法に伴う認可日の記載された書面及びその関係資料，保険料ローンに基づく保険業法に伴う認可日の記載された書面及びその関係資料，保険料ローンに基づく「約款」，「契約概要」，「注意喚起情報」の記載された書面であると解される。

##### (2) 本件対象文書の存否について

本件対象文書は，いずれも保険料ローンに関する書面であるところ，審査請求人のいうところの保険料ローンは，保険料支払専用の融資を受

ける方法で、保険会社との間で保険契約の締結を希望する顧客に対して、貸金業者が、金銭消費貸借契約により保険料を融資する取引であって、金銭消費貸借契約は保険契約とは別個のものである。

この点、保険契約に係る保険業法上の審査対象となる書類は、保険業法4条2項2号から4号までに掲げるものがあるが、当該書類の記載事項は、保険業法施行規則8条から10条までにあるとおり、保険契約に係るものであることから、保険料ローンは審査対象とはならない。また、貸金業法上、商品の認可制は存在せず、金融庁において各保険料ローンに関する資料は保有していない。

よって、保険料ローンは、そもそも認可の対象とはならないため、本件対象文書を保有していないとして、本件対象文書を不開示とした原処分は妥当である。

### 3 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                    |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成29年9月19日 | 諮問の受理              |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受      |
| ③ | 同年10月18日   | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ④ | 同年11月1日    | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑤ | 同月30日      | 審議                 |
| ⑥ | 同年12月14日   | 審議                 |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

#### (1) 文書1ないし文書3について

ア 文書1ないし文書3の保有の有無等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

文書1ないし文書3は、保険料ローンに関する文書であるところ、審査請求人のいうところの保険料ローンは、貸金業者が、金銭消費貸借契約により、保険料として支払うための資金を融資する取引で

あって、当該金銭消費貸借契約は、当該保険料に係る保険契約とは別個のものである。

保険契約に係る保険業法上の審査対象となる書類及びその記載事項は、保険業法4条2項2号ないし4号及び同法施行規則8条ないし10条に規定されているところ、これらは保険契約に係るものであることから、保険料ローンは保険業法上の審査対象となるものではない。また、貸金業法上、商品の認可制は存在しないことから、保険料ローンは、そもそも貸金業法上の認可の対象となるものでもない。

したがって、金融庁においては、各保険料ローンの認可に関する資料である文書1ないし文書3を保有していない。

イ 以上を踏まえて検討すると、保険業法等の内容や、貸金業法上商品の認可制が存在しないことは、諮問庁の上記アの説明のとおりであり、本件対象文書のうち文書1ないし文書3を保有していないとする諮問庁の上記ア及び第3の説明に不自然、不合理な点はなく、これを否定するに足る事情も認められない。

したがって、金融庁において文書1ないし文書3を保有しているとは認められない。

## (2) 文書4について

ア 文書4の保有の有無等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね次のとおり説明する。

審査請求人のいうところの「保険料ローン」の「約款」「契約概要」「注意喚起情報」（以下「約款等」という。）については、上記(1)のとおり、認可のために必要なものとして提出を受けることはしておらず、そのほか、これについて広く提出を求める必要もない。

もっとも、何らかの個別事情により約款等が金融庁に提出される可能性自体は否定できないことから、金融庁の事務室内の書類棚や倉庫を探索したが、約款等の存在は確認できなかった。

したがって、金融庁においては、文書4を保有していない。

イ 文書4を保有していないとする諮問庁の上記アの説明に不自然、不合理な点はなく、探索の範囲も不十分であるとはいえず、当該説明を否定するに足る事情も認められない。

したがって、金融庁において文書4を保有しているとは認められない。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 付言

本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「保有していない」旨記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

#### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、金融庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

## 別紙

### 1 情報公開会社

特定会社 A

特定会社 B

特定会社 C

特定会社 D

### 2 開示資料

開示に伴う資料は、「保険料ローン」を認可された期日（文書 1）

保険料ローンに基づく貸金業法に伴う認可日と関係資料（文書 2）

保険料ローンに基づく保険業法に伴う認可日と関係資料（文書 3）

保険料ローンに基づく「約款」，「契約概要」，「注意喚起情報」（文書

4）